

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WG（第19回）	資料 1 - 1
令和8年 7月27日	

（厚生労働省7(Ⅶ-1-3)）

施策目標名	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-3) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	
施策の概要	【包括的な支援体制の整備】 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第6条第3項に基づき、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。 【ひきこもり支援の推進】 ・ 支援を必要とする方がより身近なところで相談し支援につながることができるよう、令和4年度より「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充するとともに、「ひきこもり支援ステーション事業」を開始。また、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意に事業を選択して実施する「ひきこもりサポート事業」も開始。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもり状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業、居場所づくり事業及び連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・ 国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。 【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。	
施策を取り巻く現状	【包括的な支援体制の整備】 ・ 令和3年度から新たに重層的支援体制整備事業を開始するとともに、重層的支援体制整備事業への移行準備の支援を行う事業や、都道府県が行う後方支援事業の実施により、市町村の包括的な支援体制の整備を推進している。 (※)包括的な支援体制の整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業の実施市町村数：令和3年度:42市町村 → 令和8年度:585市町村(予定) 【ひきこもり支援の推進】 ・ 令和5年3月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人に一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加していることから、社会的孤立の拡大が懸念される。 ・ ひきこもり地域支援センター等における相談は、自治体における窓口の拡充や相談しやすい環境づくりの取組により、相談件数・相談実人数ともに増加傾向がみられる。また、ひきこもりの長期化や子どもの生きづらさ(家庭問題・学校問題など)を背景に、相談者の年齢は10代から50代以上まで幅広く分布している。 ・ 自治体におけるひきこもり支援窓口の明確化や、ひきこもり支援推進事業の拡充などにより、ひきこもり支援に携わる職員は増加している。そうした職員の中には、手探りで支援に取り組み、困難な対応等により疲弊している状況に陥っている事例もあるため、多様な背景や心情を持つ本人やその家族の一人ひとりに適切な支援が実施できるよう、ひきこもり支援に携わる職員の質の担保を図るとともにサポートする必要がある。 【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるものの、令和7年4月1日時点で、中核機関(※1)を整備した市町村数は1,340(77.0%)、市町村計画(※2)の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,434(82.4%)である。なお、人口規模が1万人未満の532自治体では、中核機関の整備は344(64.7%)、市町村計画の策定は354(66.5%)となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。 ※1)権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制 ※2)成年後見制度利用促進法に基づき、各市町村が策定(努力義務)する成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画 【地域共生社会の在り方検討会議の実施】 ・ 地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について、検討することを目的として、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施し、令和7年5月に中間とりまとめが公表された。それを踏まえ、社会保障審議会福祉部会で議論を行い、令和7年12月に報告書を取りまとめ、その方向性等も踏まえ、①地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、②福祉人材の安定的な確保及び定着支援、③支援基盤の強化等を内容とする「社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第51号)が2026(令和8)年6月に成立した。	
施策実現のための課題	1	・ 社会福祉法第106条の3に基づき、市町村は包括的な支援体制の整備に努めることとされており、引き続きその整備の推進のために必要な助言、情報の提供その他の援助を行う必要がある。
	2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、その背景や置かれた状況が様々であることから、ひきこもりは社会全体の課題として捉えるとともに、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が可能となるよう支援体制を充実させていく必要がある。
	3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進すべく、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係	
	目標1	地域共生社会(※)の実現のためには、包括的な支援体制を整備することが有効だと考えられるため。 (※)以下の2つの視点からなる「地域共生社会」の実現 ・生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会
	(課題1)	国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。
	目標2	多様な背景や心情をもつ本人やその家族の一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行うためには、どこにいても安心して相談ができ、意向に沿った適切な支援につながれる環境づくりを進めていくとともに、ひきこもりや支援の多様さを理解できる人材の確保が必要である。
	(課題2)	ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。
	目標3	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。
	(課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,918,656,171	2,913,555,180	2,921,924,134	2,923,349,420	2,951,320,484
		前年度繰越額・翌 年度繰越額(b)	232,368,258	150,775,181	-12,410,455	-146,638,477	172,338,946
		補正予算・予備費 (c)	361,006,536	15,675,530	32,842,026	179,261,636	
		合計(a+b+c)	3,512,030,965	3,080,005,891	2,942,355,705	2,955,972,579	
	執行額(千円、d)	3,162,892,614	2,846,070,197	2,891,778,845	2,912,286,075		
	執行率(%、d/(a+b+c))	90%	92%	98%	99%		
	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明		令和6年3月8日	・地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。 ・成年後見制度の利用促進に向けて、関係省庁と連携し、第二期基本計画の着実な実施に取り組みます。				

達成目標1について		国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を適正かつ円滑に整備する。										
測定指標	指標1 重層的支援体制整備事業の実施自治体数 （アウトプット）	指標の選定理由	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村が、円滑に事業開始できるよう支援することが重要であるため。									
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	目標値を「対前年度比で増加」とする理由 ： 重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	毎年度	○	◎		
		—	42市町村	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	対前年度比で増加				
			42市町村	134市町村	189市町村	346市町村	471市町村					
	指標2 重層的支援体制整備事業のプラン策定件数 （アウトカム）	指標の選定理由	重層的支援会議において、支援プランを策定する過程を通じ、介護・障害、子ども・子育て・生活困窮分野の相談窓口間の連携体制を構築・強化することが重要であるため。									
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	令和7年度に事業を実施する市町村において、平均26程度のプラン策定を想定。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	(×)			
		—	—	—	1,890件	9,159件	12,521件	12,521件				
			—	—	5,002件	6,786件	7,000件					
	指標3 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業における研修の参加自治体数 （アウトプット）	指標の選定理由	包括的な支援体制の整備主体となる市町村及びその支援を行う都道府県に対し、同体制の整備にあたり踏むべきプロセス等に係る研修を行い、同体制の整備を促進することが重要であるため。 【※本指標は令和7年度から】									
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	令和6年度実績(223自治体)を踏まえて設定。 (※)当初は都道府県・市町村(178箇所)のうち、5％程度の参加(89自治体)を想定していたが、直近の実績値を踏まえて目標値を変更した。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	◎			
		—	—	—	—	—	250自治体	250自治体				
			—	—	—	223自治体	378自治体					

達成目標2について		ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。												
測定指標	指標4 ひきこもり相談窓口の 明確化をしている 自治体数 (アウトプット)	指標の選定理由	ひきこもり状態にある本人やその家族が支援につながるためには、ひきこもりに関する相談窓口を広く周知することで明確化をし、本人や家族、地域住民などの様々な人や機関から相談を受けやすくする環境をつくる必要があるため、相談窓口の明確化をしている自治体数を測定指標とした。											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	ひきこもり状態にある本人やその家族が容易に相談することができる環境整備のため、ひきこもり相談窓口の明確化・周知に取り組むことを依頼している。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度						
		—	—	—	—	—	1,629	1,629						
			1,273 自治体	1,430 自治体	1,487 自治体	1,560自治体	集計中 (令和9年3 月頃公表予 定)							
	指標5 市町村プラットフォームの 設置・運営をしている 自治体数 (アウトプット)	指標の選定理由	様々な背景をもつひきこもり状態にある本人やその家族のニーズに合わせた支援につなげていくことが可能となるよう、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の多様な関係機関がつながりあう体制づくりが必要である。また、地域におけるひきこもりの理解と支援の気運醸成のための地域づくりにも資することから、市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数を測定指標とした。											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	ひきこもり支援体制の構築を推進するため、市町村プラットフォームの設置・運営に取り組むことを依頼している。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度						
		—	—	—	—	—	1436自治体	1,436自治体						
			1,003 市町村	1,205 市町村	1,319 市町村	1,354 自治体	集計中 (令和9年3 月頃公表予 定)							
	指標6 ひきこもり地域支援センター 等によるひきこもり支援従事 者 養成研修の実施数 (アウトプット)	指標の選定理由	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり地域支援センター等において、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	全国におけるひきこもり支援者養成研修において、ひきこもり地域支援センター等を設置している各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標である。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度						
		—	—	—	78自治体	78自治体	81自治体	81自治体						
			148自治体 (全自治体対象)	78自治体 (センター等 実施自治体 対象)	76自治体 (センター等 実施自治体 対象)	80自治体 (センター等 実施自治体 対象)	集計中 (令和9年3 月頃公表 予定)							
	指標7 ひきこもりサポーターの 活動件数 (アウトカム)	指標の選定理由	ひきこもり経験者(ピアサポーター)も活用することで、本人やその家族の気持ちに寄り添った支援が期待されるため、支援現場において重要な役割を担う存在であり、その活動の活性化は、相談体制の充実をはじめ、ひきこもり状態の方の社会参加に資すると見込まれることから、ひきこもりサポーターの活動件数を測定指標とした。											
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	ひきこもり地域支援センター等により相談支援体制が構築されれば、相談件数が増加するため、ひきこもりサポーターによる、面談対応や同行訪問等といった活動の場面が増加することを見込んで目標として設定した。目標値については、過去1年の増加率を踏まえて設定した。											
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成				
			年度ごとの実績値											
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度						
		—	—	—	—	—	8,785件	8,785件						
			—	—	7,296件	8,006件	集計中 (令和9年 3月公表予 定)							

達成目標3について		各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。									
測定指標	指標8 中核機関を整備した市町村数 (運営主体について: ①直営 ②委託 (一部委託含む) (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	指標の選定理由	・権利擁護支援に関する業務等の福祉行政は、市町村の福祉部局が有する個人情報に基づいて行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、中核機関の整備・運営による地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要があるため、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難の見込みであるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関の看板を掲げていない権利擁護センターを含まないものとしている。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	○	(△)	
		—	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村			
			935市町村 ①242市町村 ②693市町村 (R4.4.1時点)	1,070市町村 ①283市町村 ②787市町村 (R5.4.1時点)	1,187市町村 ①344市町村 ②843市町村 (R6.4.1時点)	1,340市町村 ①411市町村 ②929市町村 (R7.4.1時点)	集計中 (令和9年3月頃公表予定)				
	指標9 意思決定支援研修を実施している都道府県の数 (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	指標の選定理由	・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	(△)		
		—	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県			
			16都道府県	22都道府県	34都道府県	42都道府県	集計中 (令和9年3月頃公表予定)				
	指標10 コーディネート機能の強化に取り組む中核機関を整備した市町村数 (アウトカム) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	指標の選定理由	・令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・中核機関を整備済であっても、相談支援機能だけではなく、後見人等や関係者等からの相談やバックアップの機能、支援方針の再調整や後見人等の交代等について調整を行う機能の確保、拡充が求められることから、地域連携ネットワークにおいて権利擁護支援の自立支援機能に関する取組を実施している中核機関を整備した市町村数をアウトカムとして設定している。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も増加することを見込んで設定した。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値									
		—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	(◎)		
		—	-	710市町村	790市町村	790市町村	950市町村	950市町村			
			667市町村(令和4年4月1日時点)	803市町村(令和5年4月1日時点)	905市町村(令和6年4月1日時点)	1,046市町村(令和7年4月1日時点)	集計中 (令和9年3月頃公表予定)				

指標11 協議会を設置した都道府県数 (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	指標の選定理由	・家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保など広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携や十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県に協議会を設置することから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	—	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	(△)	
	—	—	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県		
		19都道府県 (令和4年4月1日時点)	35都道府県 (令和5年4月1日時点)	37都道府県 (令和6年4月1日時点)	44都道府県 (令和7年4月1日時点)	集計中 (令和9年3月頃公表予定)			
【参考】指標4	実績値								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
成年後見制度利用者数	232,287人	239,933人	245,087人	249,484人	253,941人				
認知症高齢者数	602万人 (推計値)	443.2万人 (推計値)	443.2万人 (推計値)	443.2万人 (推計値)	471.6万人 (推計値)				
知的障害者(在宅者)数	96.2万人 (推計値)	114万人 (推計値)	114万人 (推計値)	114万人 (推計値)	114万人 (推計値)				
精神障害者(外来患者)数	586.1万人 (推計値)	586.1万人 (推計値)	576.4万人 (推計値)	576.4万人 (推計値)	576.4万人 (推計値)				
市民後見人の育成に関与している中核機関の割合		47.6%	45.7%	44.7%	43.4%				
市民後見人の活動支援(修了者のフォローアップを含む)に関与している中核機関の割合		42.2%	40.7%	40.5%	39.3%				
法人後見実施団体の育成に関与している中核機関の割合		15.1%	17.3%	16.9%	17.7%				
法人後見実施団体の活動支援に関与している中核機関の割合		22.2%	24.8%	25.0%	24.0%				

※令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1: 国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。】 ・指標1については、重層的支援体制整備事業の実施自治体数が前年比で大幅に増加したため(目標達成率136%)、「◎」(目標を大幅に上回る)と評価した。 ・指標2については、速報値ではプラン策定件数としての目標は達成されておらず「(×)」(未達成。目標達成率44%)と評価したが、重層的支援体制整備事業によらず既存の個別事業による支援が行われたものと考えられる。 ・指標3については、当該研修の参加自治体数が378自治体と、目標値の250自治体から大幅に上回ったことから(目標達成率151%)、「◎」(目標を大幅に上回る)と評価した。
		【達成目標2: ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。】 ・指標4から指標7については、令和7年度の実績値は集計中だが、着実に実績値を伸ばしており、令和7年度においても目標値に近い水準まで到達することが見込まれることから、「(△)」(概ね達成の見込み)と評価した。
		【達成目標3: 各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。】 ・指標8については、全市町村数を目標としたうえで、その目標を概ね達成していることから(目標達成率84%)、「(△) ○」と評価した。 ・指標9については、全都道府県数を目標としたうえで、その目標を概ね達成していることから(目標達成率89%)、「(△) ○」と評価した。 ・指標10については、目標を大幅に上回る結果となったことから(目標達成率123%)、「(◎)」(目標値に対する達成度合いが120%以上)と評価した。 ・指標11については、全都道府県数を目標としたうえで、その目標を概ね達成していることから(目標達成率94%)、「(△) ○」と評価した。 ※指標9及び11については、令和7年度実績は集計中のため、令和6年度実績に基づいて評価した。 ※指標8及び10については、令和7年度実績は集計中のため、令和7年度見込みに基づいて評価した。
		【総括】 ・主要指標1は「◎」、主要指標4及び8は「(△)」となった一方、非主要指標2は「(×)」となった。 ・その他の指標は概ね達成以上となっており、施策全体として目標達成に向けた進展は認められるものの、目標達成に向けて、なお着実な取組の継続が必要である。 ・令和7年度実績集計中のため仮評価となっている指標があるが、以上から、④【進展が大きくない】、B【達成に向けて進展あり】と判定した。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価) 【達成目標1:国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。】 - 指標1については、重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため目標を前年度比増としたが、市町村において事業の理解度や認知度が上昇したこと等により、事業の実施市町村が大幅に増加し、目標を大幅に達成できていることから、包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村への円滑な事業開始の支援が有効に機能していると評価できる。 - 指標2については、プラン策定件数としての目標は達成されなかったが、多機関協働事業での受付件数は増加しており、プラン作成との差分は既存制度による支援が行われたことが考えられ、当該事業の実施目的である「支援関係機関等や支援者の対応力向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図り、各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大すること」が達成されているという点から包括的な支援体制の整備の推進に有効に機能していると考えられる。 - 指標3については、当初は都道府県・市町村(1788箇所)のうち、5%程度の参加(89自治体)を想定していたが、直近の実績値を踏まえて目標値を高く変更したものの、オンデマンドによる事前学習及びオンラインとのハイブリットで研修を実施したこと等により目標を大幅に達成できていることから、包括的な支援体制の整備主体となる市町村及びその支援を行う都道府県に対し、同体制の整備の促進に有効に機能していると評価できる。 【達成目標2:ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。】 - 指標4については、ひきこもり相談窓口の明確化・周知に取り組むことの自治体への依頼等により、相談窓口を明確化している自治体数は年々着実に増加していることから、ひきこもり状態にある本人や家族、地域住民などの様々な人や機関から相談を受けやすくする環境の整備に向け施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標5については、市町村プラットフォームの設置要請等により、設置自治体数は年々着実に増加していることから、多様な主体でつながり合うネットワークづくりと切れ目のない支援体制の構築および地域におけるひきこもりの理解と支援の気運醸成に向け施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標6については、ひきこもり支援推進事業における実施自治体数の増加等により、自治体におけるひきこもり支援従事者養成研修の実施自治体数は年々着実に増加していることから、支援に携わる職員の質の向上に向け施策が有効に機能していると評価できる。 - 指標7については、ひきこもり支援推進事業における実施自治体数の増加等により、ひきこもりサポーターの活動件数は年々着実に増加していることから、支援に携わる職員等の質の向上に向け施策が有効に機能していると評価できる。 【達成目標3:各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。】 - 指標8については、市町村への中核機関の立ち上げ支援といった取組を通じて中核機関を整備した市町村数が増加していることから、地域連携ネットワークの体制整備が進展しており、取組は有効に機能していると考えられる。 - 指標9については、都道府県による意思決定支援研修等への支援・補助等を実施し、意思決定支援研修を実施している都道府県の数が増加していることから、意思決定支援の浸透に向けた取組が進展しており、有効に機能していると考えられる。 - 指標10については、令和5年度の実績値を踏まえ、中核機関を整備した市町村数の増加も加味して目標値を設定した中で、市町村の中核機関に対する理解が深まったこと、中核機関が果たす役割が増大したことにより目標を大幅に達成した。中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行い、コーディネート機能の強化に取り組む中核機関を整備した市町村数が増加していることから、権利擁護支援チームの調整・連携の強化が図られており、取組は有効に機能していると考えられる。 - 指標11については、協議会の設置などを実施した都道府県に補助を実施する中で、協議会を設置した都道府県の数が増加していることから、広域的な体制の整備が進展しており、取組は有効に機能していると考えられる。
		(効率性の評価) 【達成目標1:国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。】 - 指標1については、予算の範囲内での執行でありながら順調に実施自治体が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標2については、プラン策定件数としての目標は達成されなかったが、既存事業の支援も有効に活用されていると考えられることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標3については、予算の範囲内での執行でありながら順調に研修への参加自治体が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 【達成目標2:ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。】 - 指標4については、予算の範囲内でありながら、ひきこもり相談窓口の明確化をしている自治体数が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標5については、予算の範囲内でありながら、市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標6については、予算の範囲内でありながら、ひきこもり支援従事者養成研修の実施自治体数が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 - 指標7については、予算の範囲内でありながら、ひきこもりサポーターの活動件数が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 【達成目標3:各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。】 - 指標8については、予算の範囲内でありながら、中核機関を整備した市町村数が増加していることから、取組が計画的に進捗しており、効率的に実施されていると考えられる。 - 指標9については、予算の範囲内でありながら、意思決定支援研修を実施している都道府県の数が増加していることから、全国的な実施体制の整備が進んでおり、効率的に取組が進められていると考えられる。 - 指標10については、予算の範囲内でありながら、コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数が増加していることから、機能強化が着実に進展しており、効率的に取組が行われていると考えられる。 - 指標11については、予算の範囲内でありながら、協議会を設置した都道府県の数が増加していることから、広域連携の枠組み整備が進んでおり、効率的に取組が行われていると考えられる。

		(現状分析) 【達成目標1:国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。】 - 指標1については、実施自治体数は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標2については、プラン策定件数としての目標は達成されなかったが、令和5年度以降5000件を超える件数を維持している。事業実施市町村が増加する中で、重層的支援体制整備事業におけるプラン策定数が少ない状況だが、多機関協働事業での受付件数は増加しており、プラン作成との差分は、既存制度による支援が行われたことが考えられ、当該事業の実施目的である「支援関係機関等や支援者の対応力向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図り、各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大すること」が達成されているという点から、包括的な支援体制の推進が着実に進んでいると考えられる。 - 指標3については、研修への参加自治体数は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 【達成目標2:ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。】 - 指標4については、ひきこもり相談窓口の明確化をしている自治体数は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標5については、市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標6については、ひきこもり支援従事者養成研修の実施自治体数は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 - 指標7については、ひきこもりサポーターの活動件数は増加傾向にあることから、着実に取組が進んでいると考えられる。 【達成目標3:各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。】 - 指標8については、令和8年度が第二期成年後見制度利用促進基本計画下の最終年度であるところ、令和7年3月の「中間検証報告書」では、中核機関の未整備市町村において令和8年度までの整備が求められている中、中核機関を整備した市町村数は毎年100市町村以上増加しており、取組は進展している。 - 指標9については、意思決定支援研修を実施している都道府県数は年々着実に増加しており、全国的に取組が進展している。 - 指標10については、コーディネート機能の強化に取り組む中核機関を整備した市町村数が毎年100市町村以上増加しており、令和6年度実績値において、令和7年度目標を超過する水準となり、機能強化の取組が順調に進展している。 - 指標11については、協議会を設置した都道府県数が順調に増加しており、広域的な連携体制の整備が進展している。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を適正かつ円滑に整備する。】 - 指標1については、目標値を大幅に達成しているが、測定指標の設定については、過不足なく達成度合いを測定できるものであるよう見直しを行っていく。 - 指標2については、既存事業との関係性を踏まえ、単なる件数等の数値のみならず、質的な成果を適切に評価できるようなたちで目標値の見直しを行うことを検討する。 - 指標3については、目標値を大幅に達成しているが、測定指標の設定については、実績値を踏まえて過不足なく達成度合いを測定できるものであるよう自治体の参加想定数を見直し、引き続き着実に取組を進めていく。 【達成目標2:ひきこもり状態にある本人及びその家族がニーズに沿った支援を受けられるようにするため、自治体の相談窓口の明確化や多様な主体でつながり合うネットワークづくり、支援に携わる職員の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制のより一層の充実を目指す。】 - 指標4、6から指標7については、目標値を概ね達成する見込みであり、引き続き着実に取組を進めていく。 - 指標5については、地域における市町村プラットフォームの活用状況を適切に評価できるような指標を引き続き検討する。 【達成目標3:各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。】 - 指標8については、目標達成に向けて、引き続き取組を進めていく。 - 指標9については、目標達成に向けて、引き続き取組を進めていく。 - 指標10については、目標を大幅に達成できていることから、実績値を踏まえて今後の目標値について検討し、現行の取組を維持しつつ引き続き取組を進めていく。 - 指標11については、目標達成に向けて、引き続き取組を進めていく。

参考・関連資料等	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(下記検索サイトから検索できます) URL:https://laws.e-gov.go.jp/ ・第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html ・地域共生社会の在り方検討会議 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html ・地域共生社会の推進(重層的支援体制整備事業) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html ・引きこもり支援に関する取組(ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション事業、ひきこもりサポート事業) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html ・成年後見制度利用促進ポータルサイト URL:https://guardianship.mhlw.go.jp/ ・「こども・若者の意識と生活に関する調査」 URL:https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00100120 ・「令和7年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」 URL:https://www.mhlw.go.jp/content/001690529.pdf
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 野崎 伸一	政策評価実施時期	令和8年7月
-------	--------	--------	-----------------	----------	--------